



ルールを守って安全運転!!

・・・自転車安全利用5則・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 ヘルメットの着用

<自転車利用者のみなさんへ>

自転車は、環境にやさしく、経済的で子どもからお年寄りまでが気軽に親しめる乗り物です。しかし、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、命を奪うなど悲惨な事故につながります。自転車は「軽車両」であるという意識を強くもって、安全運転を心掛けてください。



毎月第1・第3金曜日は「自転車安全日」
自転車利用時の安全意識の向上やマナーアップを図りましょう。

6月は児童手当の現況確認期間です

～昨年度から現況届は原則不要となりました～

児童手当は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係、所得など）を満たしているかどうかを確認します。

昨年度から、6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認することで、現況届出が原則不要となりましたが、**長万部町が現況届を必要と判断した方には、現況届を5月末頃に送付していますので、ご提出下さい。**



※公務員の方は取扱いが異なる場合がありますので、勤務先へご確認ください。

～所得超過により、現在児童手当を受給していない方はご注意！！～

昨年度の改正により所得上限限度額が新設されました。そこで、令和4年度の所得が上限額超過により、現在児童手当を受給していない方は、令和5年度の所得が上限額を下回り、児童手当を受給するためには、改めて認定請求書の提出が必要となります。

請求書の提出が遅れると、児童手当が受給できない月が発生する場合がありますので、ご注意ください。

◆次にあてはまる場合は、届出が必要です！！

以下の変更があった場合には、その都度すみやかに届出してください。

- ①厚生年金⇄国民年金等、受給者が加入する年金が変わったとき
- ②児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ③長万部町外に住民票がある配偶者や児童の住所や氏名が変わったとき
- ④再婚・離婚等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき

※上記の場合以外にも届出が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、町ホームページをご覧ください。当係までお問い合わせください。

※届出が遅れ過払いが発生した場合は、返還していただくことになりますので、すみやかにお手続きください。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）